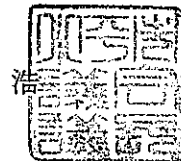




平議発第95号
令和7年9月30日

小平市長
小林洋子 殿

小平市議会議長 蛇川



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和7年10月15日までをお願いいたします。

令和 7 年 9 月 30 日

小平市議会議長 虻 川 浩 殿

会派名 フォーラム小平
会派代表者名 中江 美和
質問者名 中江 美和

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問の理由及び趣旨

令和7年9月11日、午後3時20分頃、小平市内において記録的短時間大雨が発生し、下水道管渠内に大量の雨水が流入したことにより、青梅街道と府中街道の2か所において市が管理するマンホール蓋等が破損し、これに伴い両都道の通行止めが発生した。この事態は、市民の安全・安心に直結する重大事案であり、市として迅速に東京都と連携して対応されたことに感謝申し上げます。

しかしながら、その過程で、9月11日のSNSにおいて「本来、下水道担当は小平市で対応すべきところですが、東京都の方で夜通し対応をしていただくことになりました。責任者には至急対応のお願いをしています。」との投稿が確認された。この投稿を見た市民の間では、「市は何をしているのか」といった誤解が広がった。翌日の9月12日に臨時の幹事長会議が開催され、記録的短時間大雨によるマンホール蓋等の破損及び道路通行止めへの市の対応状況について報告がなされた。

今後も、同様のケースが繰り返されれば、市政への不信感を招く恐れがあるため、市の迅速かつ正確な情報発信が必要であることから、以下質問する。

2 質問項目

(1) 事実経過の確認について

①当日の復旧対応について、市が東京都とどのように連携し、どのような役割分担・対応を実施したのか、具体的経緯を改めて明らかにされたい。

②SNSの投稿内容と、事実とのそごについて、市としてどのように認識し、対応したのか。

(2) 再発防止と市民への説明責任について

①今後、上記のように誤解を招く発信がされた場合、市として市民の混乱を避けるため、どのように事実関係を整理し、周知していくのか。

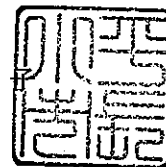
②危機管理・情報発信の観点から、議会や市民に迅速かつ正確に説明する体制をどのように整えるのか。



平環下収第120号
令和7年10月14日

小平市議会議長 虻川 浩 殿

小平市長 小林 洋



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による中江美和議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1① 9月11日の集中豪雨によるマンホール蓋等の破損に際しましては、早急な応急復旧工事の実施に向けて、道路管理者である東京都北多摩北部建設事務所と連絡を取り合いながら、市と東京都とで連携して対処いたしました。

青梅街道においては、市で対応可能な事業者を探していたところ、東京都において対応可能な事業者に依頼できる旨の連絡を受け、施工を実施することとなりました。また、工事の実施に当たり必要な交通誘導員については、市において対応可能な事業者に依頼いたしました。

その後、当日夜間に南側車線の応急復旧が完了し、片側交互通行が可能となり、改めて、翌日午前8時から、市の発注により北側車線の応急復旧工事を行い、午後4時頃には交通規制全面解除となりました。

また、府中街道につきましては、市において応急復旧工事が可能な事業者に依頼いたしました。当日夜間に応急復旧が完了し、片側交互通行の交通規制が解除となりました。

- ② 御質問にあるSNSの投稿につきましては、当該都道2か所における復旧工事が開始された後、夜間になってから、市職員が認識いたしました。

また、発信者が特定され、投稿の影響を考慮し、今回においては、発生直後から東京都と連携して対応していることなどを発信者にお伝えしました。

- 2① 個人が発信するSNSについて、誤解を招くような投稿を発見し訂正を促していくことは、困難であると考えております。市といたしましては、市民の皆様への影響が大きい場合には、必要に応じて市ホームページや公式SNS等を通じて、正確な情報発信を行ってまいります。

- ② 大規模災害等の発生時には、災害対策本部を設置して情報発信を行ってまいります。災害対策本部の設置に至らない場合についても、市民生活に重大な影響を及ぼす内容につきましては、庁内で連携して、引き続き、市ホームページや公式SNS等を通じて正確な情報提供を行ってまいります。